## 令和3年度

指定管理者監查報告書

八代市監查委員

八 市 監 第 2 3 5 号 令和 4 年 3 月 2 2 日

八 代 市 長 中 村 博 生 様 八代市議会議長 成 松 由 紀 夫 様

八代市監査委員 江 崎 眞 通 八代市監査委員 上 原 治 八代市監査委員 前 川 祥 子

### 指定管理者監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告書を提出します。

なお、本指定管理者監査における指摘事項について措置を講じたときは、同条第14項の 規定に基づき、その旨を通知願います。

テレビやつしろ株式会社については、同法第199条の2の規定に基づき、上原治監査委員は除斥としています。

## 目 次

## 社会福祉法人 八代市社会福祉協議会

	L	監査の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	2	監査の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
ć	3	監査の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
۷	1	監査の着眼点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
Ę	5	監査の実施内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
6	3	監査の実施場所及び日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
7	7	指定管理の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
8	3	監査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
Ç	9	意見・要望・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
₹	家考	<b>6資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>	12
二,	ر ا	ごやつしろ 株式会社	
フーレ	/ L	. / ノレク	
	1	. やうしろ - 株式云社 監査の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
]			
	1	監査の基準····· 監査の種類·····	
	l 2	監査の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15 15
	1 2 3	監査の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15 15 15
2	1 2 3	監査の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15 15 15
2	1 2 3 4	監査の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15 15 15 16
	1 2 3 4 5	監査の基準・         監査の種類・         監査の対象・         監査の着眼点・         監査の実施内容・         監査の実施場所及び日程・         指定管理の概要・	15 15 15 16
1	1 2 3 4 5	監査の基準・ 監査の種類・ 監査の対象・ 監査の着眼点・ 監査の実施内容・ 監査の実施場所及び日程・ 指定管理の概要・	15 15 16 16 16

# 社会福祉法人 八代市社会福祉協議会

### 1 監査の基準

この監査は、八代市監査基準(令和2年3月17日監査委員告示第1号)に準拠して実施 した。

### 2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく指定管理者監査

### 3 監査の対象

- (1) 団体の名称 社会福祉法人 八代市社会福祉協議会(以下「八代市社会福祉協議会」 という。)
- (2) 主 管 課 健康福祉政策課·泉健康福祉地域事務所

### 4 監査の着眼点

監査においては、八代市監査基準に従い、施設の運営管理が適切に行われているか、利用 促進が図られているかなどを主眼とし、次の事項を着眼点として実施した。

### (1) 団体に関する事項

- ・ 協定に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・ 各種報告は協定どおりなされているか。
- 協定の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
- ・ 管理に関する経費の請求、受領は協定どおりなされているか。
- 事業報告書の提出は期限内になされているか。
- ・ 事業報告書は適正に作成されているか。(管理業務の実施状況、利用状況、料金収入 の実績や管理経費の収支状況)
- ・ 経費節減は図られているか。
- 利用促進のための努力はなされているか。
- ・ 施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区 分は明確になっているか。
- ・ 施設の管理に係る収支関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- ・ 経理規定等の諸規定は、整備されているか。

### (2) 主管課に関する事項

- ・ 施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ・ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ・ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- 事業報告書の点検は適切になされているか。
- ・ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

- 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を 払い、利用の奨励に努めているか。
- モニタリングのチェックは十分か。
- ・ 実査等行っているか。

### 5 監査の実施内容

### (1) 監査の範囲

平成30年度から令和2年度における指定管理に係る施設の管理、会計処理等に関する事務の執行。なお、必要に応じて他年度の執行分も対象とした。

### (2) 監査の方法

上記(1)の事務を対象として、監査対象団体及び主管課から提出された事務事業の執行 状況等の資料及び関係書類について、事務局長等からの説明を受け、関係諸帳簿と証拠書類 との照合による審査を行うとともに、関係職員から聴取・質疑を行った。

### 6 監査の実施場所及び日程

### (1)対象団体の聴取・質疑

八代市公民館生涯学習室、本庁舎402会議室及び207会議室

### (2) 実施日程

令和4年2月7日から令和4年2月25日まで

### 7 指定管理の概要

### (1) 指定管理施設の概要

施設名	所在地及び施設概要
八代市泉地域福祉センター (以下「泉地域福祉センター」 という。)	泉町下岳 2974 番地 鉄筋コンクリート造平屋建て ・延床面積 1,551.28 ㎡ ヘルパーステーション・展示スペース・相談室・食 堂・日常動作訓練室・老人休憩室・特浴室・大浴室・ 小浴室・生活援助員室・居住部門居室
八代市泉憩いの家 (以下「泉憩いの家」という。)	泉町下岳 2974 番地 鉄筋コンクリート造平屋建て ・延床面積 215.99 ㎡ 和 室
<ul><li>八代市五家荘デイサービスセンター</li><li>(以下「五家荘デイサービスセンター」という。)</li></ul>	泉町椎原又1番地1 鉄骨造平屋建て ・延床面積 360.24 ㎡ 事務室・訓練室・食堂・休憩室・教育室・相談室・厨 房・浴室
八代市柿迫生きがいセンター (以下「柿迫生きがいセンター」 という。)	泉町柿迫 5157番地の 2 鉄筋コンクリート造平屋建て ・延床面積 267.35 ㎡ 事務室・調理室・世代間交流室・集会室・健康増進 室・大浴室・小浴室

## (2)対象団体の概要

令和3年11月1日現在

名 称	社会福祉法人 八代市社会福祉協議会					
設立年月日	平成17年8月1日(1市2町3村による新設合併)					
所 在 地	八代市本町1丁目9番14号					
理事·監事· 評 議 員	会 長 中 村 博 生 副 会 長 2名       常務理事 1名 理 事 12名       監 事 2名 職 員 77名					
設立の目的	八代市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健 全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を 図ることを目的として設立された。					
主な事業	(1) 法人運営 (理事会・評議員会の開催、事業戦略における社協発展強化計画の策定ほか) (2) 地域福祉活動の充実強化 (地域福祉活動計画評価・改善、校区福祉推進協議会活動支援、見守りネットワーク、生活支援コーディネーター事業、ふれあいフェスタの開催、いきいきサロン事業ほか) (3) ボランティア育成 (ボランティアセンター運営、出前講座、住民参加型活動:たすけあいの日実施、災害ボランティア養成講座ほか) (4) 相談支援事業の充実強化 (生活困窮者自立相談支援事業、生活福祉資金貸付事業、地域福祉権利擁護事業、法人成年後見事業ほか) (5) 介護保険事業等の推進 (居宅介護支援事業、通所介護事業、介護予防送迎事業ほか) (6) 福祉団体活動支援 (老人クラブほか福祉団体への助成ほか) (7) 広報活動の充実強化 (全世帯へ社協だよりの発行、ホームページ、SNS ほか) (8) その他事業 (万灯会、一人金婚慶祝事業、共同募金事業、日本赤十字社事業ほか)					

### (3) 指定管理の状況

### ア選定方法

八代市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条の規定に基づく 公募による指定管理者の候補者の選定による。(※現指定期間の第6期)

### イ 指定管理期間

平成18年4月1日から指定管理者制度を導入し、次の指定期間で指定管理者が施設の管理運営を行っている。

	指定管理期間	指定管理者	選定方法
第1期	平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで (3 年)	八代市社会福祉協議会	非公募
第2期	平成21年4月1日から平成24年 3月31日まで(3年)	八代市社会福祉協議会	公 募
第3期	平成24年4月1日から平成27年 3月31日まで(3年)	八代市社会福祉協議会	公 募
第4期	平成27年4月1日から平成30年 3月31日まで(3年)	八代市社会福祉協議会	公 募
第5期	平成30年4月1日から平成31年 3月31日まで(1年)	八代市社会福祉協議会	非公募
第6期	平成31年4月1日から令和4年3 月31日まで(3年)	八代市社会福祉協議会	公 募

### ウ 指定管理料

平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
25,795 千円	24, 859 千円	25,087 千円

<sup>※</sup> 利用料金制採用

### 8 監査の結果

泉地域福祉センター、泉憩いの家、五家荘デイサービスセンター及び柿迫生きがいセンターの指定管理事務について、八代市社会福祉協議会にあっては施設の管理運営に関する業務において、主管課にあっては八代市社会福祉協議会に対する指定管理業務の指導面において、一部に改善すべき事項が見受けられたので以下に記述する。

指摘事項について、措置を講じた場合には、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知いただきたい。

なお、監査の際に見られた事務処理上留意すべき簡易な事項については、口頭で改善の要望を行ったので記述を省略するが、指摘事項と同様に改善を図っていただきたい。

### (1)団体に関する指摘事項

ア 施設の適切な管理について

柿迫生きがいセンター及び五家荘デイサービスセンターにおいては、令和元年度は消火・避難訓練が1回のみの実施となっていた。

両施設は不特定多数の人が出入りする建築物又は火災発生時に避難等が困難であると 予想される老人デイサービスセンターであり、特定用途防火対象物に該当するため、消 防法施行規則第3条第10項において、「防火管理者は、令第3条の2第2項の消火訓練 及び避難訓練を年2回以上実施しなければならない。」と規定されている。

消防法等に基づき、年2回以上の消火・避難訓練を実施し、火災発生時の避難対策を 確実に講じていただきたい。

#### イ 協定等に基づく義務の履行について

協定書及び仕様書においては、指定管理者に履行を義務付ける業務が記載されている にもかかわらず、次のように履行されていないものがあった。

- ・ 毎事業年度終了後30日以内に事業報告書を市に提出することが仕様書で規定されているが、提出が遅れているもの
- ・ 各会計年度の2月末日までに翌年度に係る事業計画書を市に提出することが仕様 書で規定されているが、提出されていないもの
- ・ 本市の「公の施設の指定管理者制度に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」 という。)においては、再委託等を行う場合は事前に協議し市が承諾することを協定 で規定することとされているが、事前に市の承認を得ずに協定締結し、指定管理の 開始日である4月1日付けで市の承認を得ているもの
- ・ 自主事業を実施する場合は、市の承認を得ることが協定書に規定されているが、 市の承認を得ずに実施しているもの
- ・ 年2回の浴槽水法定水質検査を実施することが協定書及び仕様書に規定されているが、1回のみの実施となっているもの
- ・ 協定書においては、休館日及び開館時間を変更しようとするときは、変更する日 の30日前までに市の承認を得ることとされているが、変更申請書の提出が変更す る日となっているもの

指定の議決・指定通知を受けた後、協定締結前までに、業務委託承認申請書等の必要 書類を市に提出し、市の承認を受けた上で協定書原本に記載し、協定締結を行っていた だきたい。

また、指定管理者の指定の法令上の位置づけは、契約とは異なり「指定」という行政 処分であるが、協定書は行政処分の附款とされており履行義務が生じるため、協定等に 基づき適切に義務を履行していただきたい。

### ウ 公の施設の管理に係る収支会計経理について

指定管理業務の執行において、自主事業と区別することで指定管理業務の実施に係る 支出及び収入を適切に管理するため、本市のガイドラインに基づき、仕様書において指 定管理者に専用口座(管理口座)による管理を求めている。

指定管理業務と自主事業の経理は区分して整理することが必要であるが、事業計画書、報告書、総勘定元帳、決算書では指定管理業務と自主事業の経理が明確に整理・区分されておらず、専用口座も開設されていなかった。

経理の区分により公の施設の管理に係る収支会計経理を把握し、適正な指定管理とするため、指定管理業務と自主事業の経理の区分について、検討を行っていただきたい。

### (2) 主管課に関する指摘事項

### ア 設置条例について

老人憩いの家条例においては、指定管理者が行う「管理の基準」として、開館時間、 使用制限(利用の許可、利用の制限、原状回復義務)が規定されているが、休館日について規定がない。

休館日については、住民が施設を利用するにあたっての基本的な条件であり、地方自治法第244条の2第4項、「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」(平成15年7月17日付け総行行第87号 総務省自治行政局長通知)や本市のガイドラインにおいて条例に規定すべきものとされているため、条例改正について検討を行っていただきたい。

### イ 指定管理者選定・協定締結時の確認について

指定管理者の選定、協定締結に当たり、次のような不適正な取扱いがあった。

- ・ 指定管理者役員の改選・変更があったにもかかわらず、役員に暴力団等関係者がいないかの確認をしていない。
- 本市のガイドラインにおいては、再委託等を行う場合は事前に協議し市が承諾することを協定で規定することとされているにもかかわらず、事前に協議することなく協定締結し、指定管理の開始日である4月1日付けで業務委託承認申請書等の提出を受け、承認しており、委託先役員に暴力団等関係者がいないかの確認もしていない。
- ・ 協定書において「乙 (八代市社会福祉協議会) が管理する施設及び物品等は、別 に甲 (八代市) が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。」と規定されて いるにもかかわらず、財産台帳を作成していない。

市の承認を得ずに自主事業が実施されているにもかかわらず、承認申請を求めていない。

指定管理者の選定・協定締結前に必要書類の提出を求め、自主事業が施設の管理業務を妨げないか、再委託先業者が必要な資格を有するなど履行能力があるか、一括再委託となっていないか、八代市契約等からの暴力団等排除措置に関する要綱に基づき指定管理者及び委託先役員に暴力団等関係者がいないか確認し、指定管理施設が法令等に基づき適正に管理されるよう留意していただきたい。

### ウ モニタリングについて

協定書、仕様書等において規定された指定管理者が履行すべき業務について、利用者 アンケートなど取組が不十分と思われる業務、業務報告書の提出の遅れ、事業計画書の 未提出、市に承認を得ない自主事業の実施等があるが、未実施・取組不十分な業務に対 して、主管課から指定管理者に対して指導や改善指示、モニタリングによる評価への反 映がされていなかった。

指定管理者制度においては、指定管理者による管理運営が適正かつ効果的であるかを 確認し、必要な指導、助言・監督を行う責任がある。

今後は、本市の「指定管理者制度導入施設におけるモニタリング・評価に関するマニュアル」に基づき、指定管理者に対する助言・指導など適正なモニタリングを行っていただきたい。

### 9 意見・要望

泉町の泉地域福祉センター等4施設の指定管理者については、第5期(平成30年4月1日~平成31年3月31日)の1年間は非公募により、また第6期(平成31年4月1日~令和4年3月31日)の3年間は公募により、八代市社会福祉協議会が選定されている。

泉地域福祉センター及び泉憩いの家については、高齢者等に対して介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者等が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、もって高齢者等の福祉の増進を図ることを目的として、市町村合併前の平成6年に開館している。

また、五家荘デイサービスセンターについては、泉地域福祉センターと同様の目的で平成12年に、柿迫生きがいセンターについては、市民が集い、憩う場として自らの健康の維持増進を図り、長寿を全うできるように活用する拠点として、平成15年に開館している。

いずれの施設も、当初は泉村から泉村社会福祉協議会に委託して管理運営されていたが、 平成18年度に指定管理者制度を導入し、八代市社会福祉協議会を指定管理者として、施 設の管理運営、通所介護事業(デイサービス)等が行われてきたところである。

八代市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において、地域福祉の推進を図ることを目的に、その区域内の社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加して、

社会福祉を目的とする事業等を行う民間の社会福祉法人と位置付けられており、市からの 受託事業である通所介護事業やいきいきサロン事業、生活困窮者自立支援事業等を実施す るほか、自主事業として、居宅介護支援事業、生活福祉資金貸付事業、地域福祉権利擁護 事業など、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で地域福祉サービスを提供する組織 であり、民間組織としての「自主性」と広く市民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」と いう二つの側面を併せ持った組織である。

また、平時からボランティア、市民活動の振興や支援を行い、近年多発する大規模な災害等の発生時には災害ボランティアセンターを開設し、被災地の支援ニーズの把握、整理を行うとともに、ボランティアの受入調整と支援を希望する被災者とのマッチング活動を行う重要な組織である。

施設の利用状況については、全施設とも利用者数は減少傾向にある。

平成30年度から令和2年度までの指定管理の収支を見ると、平成30年度は11,256千円の黒字、令和元年度は5,763千円の黒字、令和2年度は4,627千円の黒字となっている。

これは、柿迫生きがいセンター及び泉憩いの家においては差引収支額 0 円で推移しているものの、泉地域福祉センター及び五家荘デイサービスセンターで黒字となったことによるものであり、両施設の介護保険収入が主な要因となっている。

施設ごとの内訳は、平成30年度は、泉地域福祉センターは9,975千円の黒字、五家荘デイサービスセンターは1,281千円の黒字、令和元年度は、泉地域福祉センターは5,024千円の黒字、五家荘デイサービスセンターは739千円の黒字、令和2年度は、泉地域福祉センターは4,014千円の黒字、五家荘デイサービスセンターは613千円の黒字となっている。

指定管理業務においては、その協定書及び仕様書において、収支決算書の提出が求められているが、提出されたものは、市からの指定管理業務と八代市社会福祉協議会の自主事業が区別されず、法人全体として作成されたものであり、結果として指定管理業務の収支状況が判然としないものであった。

適正な指定管理とするため、指定管理業務と自主事業の経理の区分を行っていただきたい。

また、管理及び運営に関する業務においては、事前に市の承認を得ていない再委託及び自主事業の実施や、業務報告書の提出の遅れ、事業計画書の未提出など、協定書等に基づかない事例が一部に見られた。

指定管理業務については、指定管理制度の目的達成のために、関係条例、協定書等に必要事項が規定されている。適正な管理運営となるよう協定書等の遵守について徹底を図っていただきたい。

泉地域福祉センター、泉憩いの家、五家荘デイサービスセンター及び柿迫生きがいセンターは、高齢者等が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、高齢者等が集い、憩う場を提供し、健康の維持増進を図り長寿を全うできるように活用する拠点となる施設である。

今後はより一層、適正な施設の管理を行うとともに、更なる利用者サービス向上を図るため、八代市社会福祉協議会においては、利用者の要望把握、人材育成の促進に努めていただきたい。

平成24年度から介護職員の安定的な処遇改善を図るため、介護保険収入を加算する「介護職員処遇改善加算制度」が従来の「介護職員処遇改善交付金」に代わって導入されており、全5区分ごとに設定された要件を満たした介護事業所で働く介護職員の方の賃金改善を行うこととされている。

この制度は、少子高齢化が加速する中、団塊の世代が75歳以上に達する2025年に向けて介護人材を確保し、より働きやすく整備された職場づくりを行うために創設されたものである。

八代市社会福祉協議会においても、介護職員処遇改善加算金の交付を受け、介護職員に 適正に配分されている。

急速に少子高齢化が進む泉地域においては、通所介護事業の利用者の減少が見込まれ、 今後の委託料の増大や、僻地である五家荘地域での介護職員の確保が喫緊の課題となって いる。

このような状況において、八代市社会福祉協議会においては、介護人材の確保に向けて 努力していただきたい。

主管課においては、指定管理者制度のメリットが十分発揮され、今後も持続可能な高齢者福祉事業の提供が可能となるよう、八代市社会福祉協議会と緊密な連携を図り、適時適切な指導、助言を行っていただきたい。

## 【施設利用者数及び収入の状況】

(単位:人、円)

		平成30年度	令和元年度			令和2年度		
施設名	利用状況			前年増減	前年比		前年増減	前年比
泉地域福祉センター	収入額	62, 512, 007	64, 762, 641	2, 250, 634	103.6%	62, 772, 634	△ 1,990,007	96. 9%
泉地域福祉センター	利用者数	7, 885	7, 957	72	100.9%	7, 425	△ 532	93.3%
柿迫生きがいセンター	収入額	4, 725, 843	5, 032, 219	306, 376	106.5%	4, 890, 693	△ 141,526	97. 2%
神道主さがいピング	利用者数	4, 508	4, 185	△ 323	92.8%	2, 185	△ 2,000	52.2%
五家荘デイサービスセンター	収入額	17, 111, 417	14, 301, 039	△ 2,810,378	83.6%	13, 480, 881	△ 820, 158	94.3%
五家壮ノイリーにスピンクー	利用者数	1, 054	724	△ 330	68.7%	492	△ 232	68.0%
泉憩いの家	収入額	87, 920	79, 570	△ 8,350	90. 5%	80, 300	730	100.9%
水思いり家	収入額	2, 391	2, 290	△ 101	95.8%	768	△ 1,522	33.5%
総計	収入額	84, 437, 187	84, 175, 469	△ 261,718	99. 7%	81, 224, 508	△ 2,950,961	96. 5%
ਜਨ ਹੈ।	利用者数	15, 838	15, 156	△ 682	95. 7%	10,870	△ 4,286	71.7%

## 【収支の状況】

(単位:円)

			(十1元・11)
収益	平成30年度	令和元年度	令和2年度
指定管理料	25, 795, 000	24, 858, 540	25, 086, 600
施設利用料	894, 200	760, 360	430, 900
介護保険事業収入	57, 712, 067	58, 544, 569	53, 981, 008
その他	35, 920	12,000	1, 726, 000
合 計	84, 437, 187	84, 175, 469	81, 224, 508

平成30年度	令和元年度	令和2年度
49, 039, 382	54, 178, 268	51, 135, 483
382, 075	407, 665	427, 170
5, 999, 124	8, 263, 679	8, 898, 915
14, 830, 671	15, 227, 514	14, 615, 305
2, 929, 893	334, 860	1, 520, 935
73, 181, 145	78, 411, 986	76, 597, 808
	49, 039, 382 382, 075 5, 999, 124 14, 830, 671 2, 929, 893	49, 039, 382       54, 178, 268         382, 075       407, 665         5, 999, 124       8, 263, 679         14, 830, 671       15, 227, 514         2, 929, 893       334, 860

収 支	11, 256, 042	5, 763, 483	4, 626, 700

## テレビやつしろ株式会社

_	14	_
---	----	---

### 1 監査の基準

この監査は、八代市監査基準(令和2年3月17日監査委員告示第1号)に準拠して実施 した。

### 2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく指定管理者監査

### 3 監査の対象

- (1) 団体の名称 テレビやつしろ株式会社 (以下「テレビやつしろ(株)」という。)
- (2) 主管課 デジタル推進課

### 4 監査の着眼点

監査においては、八代市監査基準に従い、施設の運営管理が適切に行われているか、利用 促進が図られているかなどを主眼とし、次の事項を着眼点として実施した。

### (1)団体に関する事項

- ・協定に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・各種報告は協定どおりなされているか。
- ・協定の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
- ・管理に関する経費の請求、受領は協定どおりなされているか。
- ・事業報告書の提出は期限内になされているか。
- ・事業報告書は適正に作成されているか。(管理業務の実施状況、利用状況、料金収入の 実績や管理経費の収支状況)
- 経費節減は図られているか。
- ・利用促進のための努力はなされているか。
- ・施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分 は明確になっているか。
- ・施設の管理に係る収支関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、 保存は適切になされているか。
- ・経理規定等の諸規定は、整備されているか。

### (2) 主管課に関する事項

- ・施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ・指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ・管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ・協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- ・管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- ・事業報告書の点検は適切になされているか。
- ・指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ・指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

- ・モニタリングのチェックは十分か。
- ・実査等行っているか。

### 5 監査の実施内容

### (1) 監査の範囲

平成30年度から令和2年度における指定管理に係る施設の管理、会計処理等に関する事務の執行。なお、必要に応じて他年度の執行分も対象とした。

### (2) 監査の方法

上記(1)の事務を対象として、監査対象団体及び主管課から提出された事務事業の執行 状況の資料及び関係書類について、統括部長等からの説明を受け、関係諸帳簿と証拠書類と の照合による審査を行うとともに、関係職員から聴取・質疑を行った。

### 6 監査の実施場所及び日程

(1)対象団体の聴取・質疑

八代市公民館生涯学習室、相談室6及び207会議室

### (2) 実施日程

令和4年2月7日から令和4年2月25日まで

### 7 指定管理の概要

### (1) 指定管理施設の概要

- ① 名称 八代市ケーブルテレビ (以下「ケーブルテレビ」という。)
- ② センター施設の名称と所在地

施設名	所在地
八代市ケーブルテレビ「坂本センター」	坂本町田上 2006 番地
八代市ケーブルテレビ「東陽センター」	東陽町南 1058 番地 1
八代市ケーブルテレビ「泉センター」	泉町柿迫 3131 番地

### (2)対象団体の概要

令和3年4月1日現在

名 称	テレビやつしろ株式会社
設立年月日	平成 20 年 11 月 28 日
所 在 地	八代市夕葉町3番地7
役員·従業員	代表取締役     中山     英朗       取     締     役     3名       監     査     役     1名       職     員     17名
設立の目的	次の事業を営むこと。         ・ケーブルテレビ事業         ・電気通信ネットワーク事業         ・インターネットに関する業務         ・データ通信に関する業務         ・各種イベントに関する業務         ・電気設備に関する業務
主な事業	<ul> <li>・ケーブルテレビ事業</li> <li>・電気通信ネットワーク業務</li> <li>・インターネットに関する業務</li> <li>・データ通信に関する業務</li> <li>・IP 電話に関する業務</li> <li>・各種イベントに関する業務 他</li> </ul>

### (3) 指定管理の状況

### ア 選定方法

八代市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条の規定に基づく 公募による指定管理者の候補者の選定による。

### イ 指定管理期間

平成28年4月1日から指定管理者制度を導入し、次の指定期間で指定管理者が施設の管理運営を行っている。

	指定管理期間	指定管理者	選定方法
第1期	平成28年4月1日から平成31年3月31日 まで(3年)	テレビやつしろ (株)	公募
第2期	平成31年4月1日から令和4年3月31日 まで(3年)	テレビやつしろ (株)	公募

### ウ 指定管理料

平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
2, 682, 000 円	4, 825, 866 円	4,870,140円

※ 利用料金制採用

### 8 監査の結果

ケーブルテレビの指定管理事務について、テレビやつしろ(株)にあっては施設の管理運営に関する業務において、主管課にあっては利用料の減免に係る事務等において、一部に改善すべき事項が見受けられたので以下に記述する。

指摘事項について、措置を講じた場合には、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知いただきたい。

なお、監査の際に見られた事務処理上留意すべき簡易な事項については、口頭で改善の要望を行ったので記述を省略するが、指摘事項と同様に改善を図っていただきたい。

### (1)団体に関する指摘事項

ア システム保守等の委託契約について

システム保守4件について、平成28年度にテレビやつしろ(株)が指定管理者として指定を受けて以降、保守受託者との委託契約が行われておらず、市がケーブルテレビ事業を直営していた当時に受託者と交わしていた契約のままとなっていた。

現在のケーブルテレビ事業の管理運営者は、指定管理者であるテレビやつしろ(株)であるため、改めて受託者と契約する必要がある。

協定書に基づき、市に再委託の承認を得たうえで、委託契約を締結していただきたい。

### イ 指定管理者の専用口座について

仕様書において、指定管理者に専用口座(管理口座)による管理を求めているが、使用されている通帳に指定管理業務以外と思われる経費の出入金があった。

専用口座での管理は、金銭の出し入れを明瞭かつ直接的に確認することができる有効な手法である。

業務実施に係る収入及び支出の適正な管理のため、専用口座による管理を行っていただきたい。

#### (2) 主管課に関する指摘事項

ア 施行規則に基づく減免の適用について

令和2年4月21日に生活保護受給世帯になった証明書を添付して、ケーブルテレビ 利用料金減免(免除)申請書が令和2年5月25日に市に提出され、4月分から全額免 除が適用されていた。

八代市有線テレビジョン放送施設等条例施行規則(以下「施行規則」という。)第10条第2項の「利用料の減免又は免除は、前項の規定による申請が提出された日の属する月の翌月から適用する。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。」に基づき、申請書が提出された翌月である6月からの適用にすべきだった。

施行規則に基づく適正な利用料の減免を行っていただきたい。

### イ 利用料減免に係る申請内容の定期的な確認について

利用料の減免を受けた加入者の申請内容の変更の有無について、生活保護世帯については、その担当課から提出された書類により随時確認を行っているが、年間収入による減免を受けている加入者については、毎年の収入額等の確認が行われていなかった。

八代市有線テレビジョン放送施設等条例施行規則第10条第3項に「利用料の減免の適用を受けた者が、その申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出なければならない。ただし、届出が遅れた場合の利用料の徴収については、事実の発生月をもって変更月とみなす。」と規定されている。

年間収入などが減免事由に該当するかどうかについて定期的な確認を行い、適正に減 免額の決定を行っていただきたい。

### ウ 随意契約に当たっての見積徴取の相手方について

リスク分担に基づき市による修繕等が行われ、大部分がA業者からの1者見積徴取により、地方自治法施行令第167条の2第1号及び第2号の規定による随意契約が行われていた。

CATV番組作成用カメラ修繕(執行予定額452,520円)は、A業者でなければ実施することが困難であるとの理由で、当業者のみを選定し見積書が徴取してあったが、他の業者でも対応可能な修繕であった。

随意契約に当たっては、特定の業者への受注機会の偏りを排除し、受注機会の均等(公平性)を確保するとともに、見積合わせを徹底し、価格の有利性(競争性)を確保する必要がある。

八代市契約規則及び「随意契約の手引」に基づき、適正な事務を行っていただきたい。

### 9 意見・要望

当該施設については、平成28年度に指定管理制度を導入し、テレビやつしろ(株)を 指定管理者として、施設の管理及び運営が行われてきたところである。

施設の利用状況については、少子高齢化や令和2年7月豪雨などの災害による世帯数減 少によって、坂本、東陽及び泉の全てのセンターで利用世帯数が減少している。

平成30年度から令和2年度までの指定管理の収支を見ると、平成30年度は 1,154千円の赤字、令和元年度は91千円の黒字、令和2年度は2,239千円の赤字となっている。

平成30年度の赤字から令和元年度に黒字に転じたのは、指定管理料が2,144千円増加したことによるもので、令和2年度に再び赤字になったのは、令和2年7月豪雨の影響による施設の停止に伴う利用料収入の減少に対して、市から豪雨災害補償金4,610千円が支出されたものの、ケーブル利用世帯数が463世帯減少したことなどにより、収入が7,748千円減少したことなどによるものである。

管理及び運営に関する業務においては、仕様書で定められている専用口座による管理が 行われていないものや施行規則に基づく減免が行われていないものなど、規則、協定書等 に基づかない事例が一部に見られた。

指定管理業務については、指定管理制度の目的達成のために、条例、施行規則、協定書等に必要事項が規定されている。適正な管理運営となるよう条例等関係規定の遵守を徹底していただきたい。

ケーブルテレビは、本市における地域情報化を推進することにより地域間の情報格差を 是正し、市の産業経済及び教育文化の向上を図り、市民の福祉の増進に資するための施設 であり、地域コミュニティーに欠かせない存在となっている。特に、近年、多発している 大規模災害発生時においては、迅速かつ確実に情報の提供と共有を行うための必要不可欠 な地域情報インフラである。

本市が民設民営一部負担方式で実施している光ブロードバンド整備事業により、東陽地域及び泉地域において、令和3年6月から民間事業者による光ブロードバンドサービスの提供が開始されたことによって、当該地域のケーブルインターネット利用者が減少し、利用料収入が減少している。さらに、令和4年度には坂本地域においても光ブロードバンドサービスの提供が開始される予定であることから、今後、さらに、ケーブルインターネットによるテレビサービス利用者が減少していくことが予想されている。

今後、テレビやつしろ(株)においては、指定管理業務におけるリスクの一つである設備や伝送路の老朽化に伴う停波に適切に対応することによって施設管理を適正に行うとともに、利用者の要望を的確に把握することによってより良いサービスの提供に努めていただきたい。また、主管課においては、指定管理制度のメリットが十分発揮されるように、テレビやつしろ(株)と緊密な連携を図り、適時適切な指導、助言、監督を行っていただきたい。

## 【ケーブルテレビ利用状況】

(単位:件)

_					(千匹:11)
	年 度		利用世帯	数(各年度末現在)	
	平 及	坂本地区	東陽地区	泉地区	合計
Γ	平成30年度	2,189	1,137	1,100	4,426
	令和元年度	2,136	1,108	1,081	4,325
ſ	令和2年度	1,712	1,097	1,053	3,862

※利用世帯数は、テレビ視聴(基本一般)、CSプラン(市役所・テレビやつしろ)、その他追加プラン等の利用数を含む

### 【インターネット利用状況】

(単位:件)

_					(十匹:11)
	左 庄		利用世帯	数(各年度末現在)	
	年 度	坂本地区	東陽地区	泉地区	合計
	平成30年度	424	321	231	976
	令和元年度	424	315	227	966
	令和2年度	337	320	228	885

## 【施設利用状況及び利用料収入の状況】

(単位:件、円)

	元 田 北	平成30年度	ŕ	介和元年度		2	令和2年度	
	利用状況			前年増減	前年 比		前年増減	前年 比
ケーブル	収入額	68, 774, 364	67, 852, 808	△ 921,556	98. 7%	59, 838, 360	△ 8, 014, 448	88.2%
テレビ	利用世帯数	4, 426	4, 325	△ 101	97.7%	3, 862	△ 463	89.3%
インター	収入額	31, 391, 010	31, 743, 300	352, 290	101.1%	27, 709, 480	△ 4,033,820	87.3%
ネット	利用世帯数	976	966	△ 10	99.0%	885	△ 81	91.6%
総計	収入額	100, 165, 374	99, 596, 108	△ 569, 266	99.4%	87, 547, 840	△ 12, 048, 268	87.9%
形公司	利用者数	5, 402	5, 291	△ 111	97.9%	4, 747	△ 544	89.7%

## 【収支の状況】

(単位:円)

収 益	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ケーブルテレビ・インターネット利用料	100,165,374	99,596,108	87,547,840
指定管理料	2,682,000	4,825,866	4,870,140
その他収入	588,382	847,831	5,103,524
合 計	103,435,756	105,269,805	97,521,504

費用	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人件費	33,396,741	34,388,752	32,919,593
事務費	1,481,108	1,443,755	1,578,958
事業費(広告宣伝費・使用料等)	30,250,895	28,696,371	26,271,926
管理費(保守費等)	21,024,252	21,849,139	20,019,252
光熱水費	6,753,250	6,776,711	6,615,571
その他経費	11,683,785	12,024,280	12,355,213
合 計	104,590,031	105,179,008	99,760,513

収支 $\triangle 1,154,275$ $90,797$ $\triangle 2,239,009$
---